



埴町告示第 43 号

本町の区域内の字の区域を別紙のとおり変更する旨、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 2 項の規定により告示する。

なお、この効力は国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 号の規定による成果の認証の日から生ずる。

令和 8 年 6 月 19 日

埴町長 宮田 秀利



別紙

区域を変更する字の名称				同左の区域 (令和8年6月10日現在の地番による。)
新		旧		
大字	字	大字	字	
片貝	干泥沢	片貝	前山	2の2、3の2、6の1、6の2、6の3、 7の1、7の2